

第 1 節 住宅マスタープランの改定にあたって

1. 改定の背景と目的

本市は、平成 9（1997）年 3 月に「摂津市住宅マスタープラン」を策定後、平成 25（2013）年、平成 31（2019）年に 2 回の改定を行い、社会情勢の変化や国の住宅政策の流れに対応しながら、地域課題を踏まえた住宅施策に取り組んでいます。

国の住宅政策においては、令和 3（2021）年 3 月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、住生活を取り巻く社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現するため、子育て世帯や高齢者世帯など受益者の視点に立ち、人口の減少や少子・高齢化の抑制に寄与する具体的な取組み、特に空き家対策や住生活産業の活性化などに関する施策が示されました。また、新たな日常*や豪雨災害等への対応、令和 32（2050）年カーボンニュートラル*の実現に向けた施策などが新たに加えられました。

大阪府においては、国の動きを受け、「多様な人々がいきいきとくらし、誰もが住みたい、訪れたいと感じる、居住魅力あふれる都市の実現」という基本目標の達成に向けた取組みの方向性を示すため、令和 3（2021）年 12 月に「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」を改定するとともに、本計画に基づき、様々な主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開しています。

本市においても、人口動態の長期的展望を示した「摂津市人口ビジョン」、摂津市総合計画基本計画と摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化した「摂津市行政経営戦略」を策定しています。

これらの状況を反映した「摂津市住宅マスタープラン」の見直しを実施することとします。

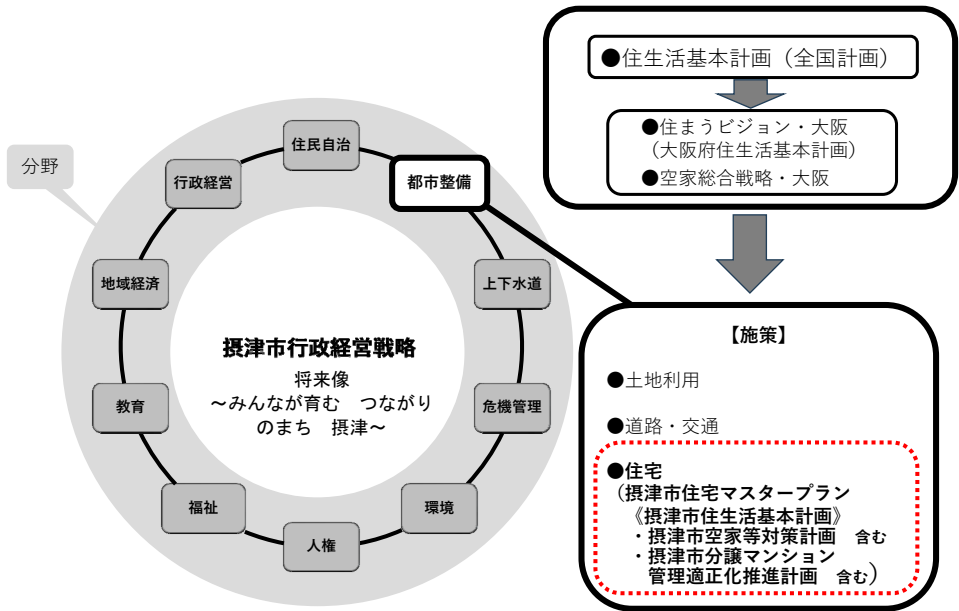
2. 計画の位置づけ

「摂津市住宅マスタープラン」は、本市の計画である「摂津市行政経営戦略」を踏まえるとともに、都市計画や福祉、産業等、関連する他分野の計画と整合・連携が図られるよう策定しています。

策定にあたっては、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画、大阪府計画）の動向を踏まえ、整合を図っています。

また、「摂津市空家等対策計画」はこれまで別計画としていましたが、空き家は住宅に関する課題となっていることから、住宅マスタープランに組み込み、一体的な計画策定を図るものとします。

さらに、令和2（2020）年6月に「マンション管理の推進に関する法律」が改正されたことを受け、住宅総数の約1割を占める分譲マンションの管理適正化の推進を、本市の住環境に対する取組みの一環として位置付けることとします。



3. 計画期間

図 1-1-1 計画の位置付け

計画期間は令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10か年とします。

表 1-1-1 計画期間

和暦（年度）	令和																	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
住生活基本計画（全国計画）																		
住まうビジョン・大阪																		
摂津市行政経営戦略																		
摂津市都市計画マスタープラン																		
摂津市住宅マスタープラン																		